

## 12月は「国民健康保険制度 適用適正化月間」です

●国民健康保険資格の適正な適用にご協力をお願いします

町では、毎年12月を「国民健康保険制度適用適正化月間」と定め、国民健康保険の資格の適正な適用を推進しています。

■国民健康保険の加入や脱退に関する届け出をお忘れなく

国民健康保険は、74歳までの社会保険（職場の健康保険で共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者を除くすべての人に加入していただく制度です。

社会保険を脱退または加入など資格の変更があった場合は、町住民生活課へ届け出をお願いします。

■国民健康保険への届け出が必要な手続き

●国民健康保険への加入届  
社会保険を脱退した場合に届け出が必要ですが、

▼手続きに必要なもの

離職票や資格喪失証明書などの社会保険を脱退した証明書、マイナンバーが分かるもの

●国民健康保険の脱退届

社会保険に加入した場合に届け出が必要ですが、

▼手続きに必要なもの

社会保険被保険者証または資格確認書、国民健康保険被保険者証、マイナンバーが分かるもの

■社会保険の被扶養者になれる場合がありますのでご確認を

同じ世帯に社会保険の被保険者がいる場合、その保険の被扶養者として認定されることがあります。扶養認定できるかはお勤め先にご相談ください。

■所得の申告はお済みですか

国民健康保険税の軽減判定・税率決定、医療費の限度額認定に必要となりますので、所得の申告がお済みでない人はご相談ください。

【お問い合わせ先】

・国民健康保険の資格について  
町住民生活課 保険係

☎096・234・1113

・国民健康保険税や所得の申告について  
町税務課 課税係

☎096・234・1112

## 特別障害者手当、障害児福祉手当、 特別児童扶養手当のご案内

■障害者支援制度をご利用ください

身体または知的・精神に重度の障がいがある人の福祉の向上を図ることを目的に、精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当の支給が行われています。各種手帳をお持ちでない人も対象となる場合があります。

●特別障害者手当

身体や精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に対して支給される手当

▼支給額

2万8840円/月

▼支給月

2月、5月、8月、11月

※所得制限があります。

●障害児福祉手当

身体や精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の人に対して支給される手当

▼支給額

1万5690円/月

▼支給月

2月、5月、8月、11月

※所得制限があります。

●特別児童扶養手当

20歳未満で、身体や精神に中度以上の障がいがある児童を扶養している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に対して支給される手当

▼支給額

・特別児童扶養手当1級  
児童一人につき5万5350円/月

・特別児童扶養手当2級

児童一人につき3万6860円/月

▼支給月

4月、8月、11月

※所得制限があります。

※いずれの手当も、申請月の翌月から支給対象となります。

※所得制限や障がいの程度、受給申請に必要なものなどの詳しい要件は、町公式ウェブサイトをご覧ください。か、町福祉課にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

町福祉課

☎096・234・1114

(内線145)



## 後期高齢者医療被保険者証の廃止について

■従来の被保険者証の新規発行ができなくなります

国の法改正により、令和6年12月2日にマイナ保険証（保険証登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行されることから、従来の被保険者証は廃止されます。このため、廃止日以降は被保険者証の新規発行ができなくなります。

■お手持ちの被保険者証は有効期限まで使えます

令和6年12月1日以前に発行した被保険者証は廃止日以降も有効期限（令和7年7月31日）まで使うことができます。

ただし、令和6年12月2日以降、住所や被保険者証の負担割合に変更があった場合、現在お持ちの被保険者証を使うことはできません。

●マイナ保険証をお持ちでない人

マイナンバーカードをお持ちでない人、マイナ保険証利用の手続きをされていない人には、後期高齢者医療被保険者証の代わりとなる「資格確認書」

を交付します。お手元の被保険者証の有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に送付予定です。これまでの被保険者証と同様に医療機関の窓口へ提示することで、引き続き受診していただけます。この「資格確認書」については、申請不要です。

令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間の暫定的な運用として、転居、転入、新規年齢到達、負担割合の変更、被保険者証の紛失等があった人は、届け出のときにマイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を交付します。

●マイナ保険証をお持ちの人

マイナ保険証を利用して医療機関の受診をお願いします。

マイナ保険証の利用が困難な場合、マイナ保険証、資格確認書の利用などご不明な点がありましたら、住民生活課保険係へお尋ねください。

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線108)

## 12月から産後ケアがはじまります

■産後ケアのサポートを受けて育児の不安を軽減しましょう

産後ケアとは、出産後1年以内のお母さんと赤ちゃんに対し、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポートなどを行うものです。産後ケアを利用し適切なケアを受けることで、体力の回復を促し、産後うつや育児ストレスの予防にも繋がります。

▼対象者

甲佐町に住民票がある出産後1年以内のお母さんと赤ちゃんで次に該当する人

- ・産後に心身の不調や育児不安などがある人
- ・家族などから育児の援助が受けられない人

※感染症にかかっている人や医療が必要な人は対象外になります。

▼ケアの種類

- ・訪問型  
自宅に助産師や保育士などの専門のスタッフが訪問し、母親と赤ちゃんのケアを受けるサービスです。
- ・日帰り型  
病院や助産所などの利用施設へ行き、

日帰りで母親と赤ちゃんのケアを受けるサービスです。

・宿泊型

病院や助産所などの利用施設に宿泊し、母親と赤ちゃんのケアを受けるサービスです。1日を通してケアを受けることができ、夜間に赤ちゃんを預かってもらうこともできます。

▼ケアの内容

- ①母親の身体的なケアおよび保健指導、栄養指導
- ②母親の心理的ケア
- ③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケア含む）
- ④育児の手法について具体的な指導および相談など

産後ケアの利用は事前に申請が必要です。利用施設および利用料、申請方法などについては町ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】

町健康推進課

☎096・235・8711



# くらしの情報

LOCAL NEWS &  
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

## お知らせ

令和7年甲佐町  
二十歳の成人式のご案内

町では、大人の仲間入りをされた皆さんの輝かしい未来を祝福し、明日の甲佐町を担う若者の今後の活躍を期待して、「甲佐町二十歳の成人式」を次のとおり開催します。対象の皆さんには案内を送付していますのでご確認ください。

### 日時

令和7年1月12日(日)

受付開始 午前9時

記念撮影 午前10時

式典開始 午前10時30分

### 会場

町生涯学習センター・ホール

### 対象

平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの人

## お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場  
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター  
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会  
(町生涯学習センター)  
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター  
096-234-0755
- ❖ 町民センター  
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家  
(社)甲佐町社会福祉協議会  
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合  
(クリーンセンター)  
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署  
096-282-1955
- ❖ 御船警察署  
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合  
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局  
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所  
096-282-0016
- ❖ 県庁  
096-383-1111 (代表)

### お問い合わせ先

町社会教育課

☎096・234・2447  
(内線324)

### 上益城消防組合消防職員採用試験について

上益城消防組合では、令和6年度消防職員採用試験(一般事務・二次募集)を行います。

### 受験資格

昭和50年4月2日以降に生まれた人で行政・民間などでの事務経験が1年以上ある人

### 試験日および場所

・1次試験

令和7年1月26日(日)

上益城消防組合本部

・2次試験

令和7年2月下旬

### 申込受付期間

令和6年12月16日(月)から令和

### 7年1月9日(木)

お申し込み・お問い合わせ先

上益城消防組合消防本部 総務課  
☎096・282・1959

### 年末年始の旅券申請・交付受付について

町では、パスポート(旅券)の申請・交付受付を行っています。

パスポートの交付申請から受け取りまでに9日間(土・日曜日、祝日および年末年始を除く)を要します。

12月28日(土)から令和7年1月5日(日)まで旅券申請・交付窓口は

休みとなりますので、申請が必要な場合は、余裕を持って町民生活課窓口までお越しください。

### 申請受付時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後

4時30分

※土・日曜日、祝日および年末年始を除く

### お問い合わせ先

町民生活課

☎096・234・1113  
(内線101)

### 不動産を公売します

町では、不動産の公売を次のとおり実施します。

### 公売財産

宅地2筆(甲佐町大字田口地内)

※付属建物(小屋)あり

面積 約660㎡

### 入札期間

12月18日(水)～12月25日(水)

※物件明細や、見積価格などの詳細は税務課へお問い合わせください。  
※町税の完納などにより、公売中止となる場合があります。

### お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112

農地の賃借についての条件が緩和されました

町では、農地中間管理機構（農地バンク）を介した貸し借りをする場合、借り手（耕作者）については、認定農業者・新規就農者・各地区の担い手の人のみを対象としていますが、農業従事者の減少や担い手不足といった状況を鑑み、令和6年12月1日から、借り手の条件を緩和します。詳細は町農政課までお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町農政課

☎096・234・1176

(内線153)

道路に張り出ししている木の伐採にご協力を

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により歩行者や自動車等に損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。道路沿いで樹木を所有されている人は点検を実施していただき、危険な場合は伐採するなどの措置を講じていただきますようお願いいたします。

▼お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

年末年始のごみ収集・し尿くみ取り計画【12月24日（火）～1月4日（土）】

●家庭ごみ収集

	収集地区	収集日	クリーンセンターへの直接持ち込み
年末	星の川団地、立岩団地、竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	12月26日（木） 12月30日（月）	・通常持込期限 12月29日（日） ・通常持込時間 午前9時～午後4時30分 ・持込料 100円/10 <sup>kg</sup> ※個人の持込可 ※時間厳守
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地・立岩団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	12月24日（火） 12月27日（金）	
年始	星の川団地、立岩団地・竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	1月6日（月）から	1月4日（土）から通常持ち込み可
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地・立岩団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	1月4日（土）から	

▶お問い合わせ先 御船町甲佐町衛生施設組合（クリーンセンター） ☎096 - 282 - 0688

●し尿くみ取り

	収集地区	くみ取り日	備考
年末	全地区	12月27日（金）まで	年末は非常に混み合いますので、12月20日（金）までにお申し込みください。
年始	全地区	1月4日（土）から	通常受け入れ可

▶お申し込み・お問い合わせ先

- ・宮内地区、甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部、星の川団地①）、竜野地区、乙女地区、白旗地区（有）甲佐衛生社 ☎096 - 234 - 1217
- ・甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部を除く、星の川団地②）米村衛生（有） ☎096 - 234 - 0308

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	10月	年累計
人身事故	2	8
物損事故	22	164
盗難など	1	8

10月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	0
原野	14	+3
その他	14	+2
合計件数	31	+5

11月15日現在

tax

町税などの滞納処分(10月分)

種別	件数・金額など
捜索	1件
差し押さえ件数	26件
公売回数	1回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	428,313円

## お知らせ

**道路緊急ダイヤル  
（#9910）通報のお願い**

道路緊急ダイヤルは、道路における倒木や穴ぼこ等、道路異状を発見した場合の通報窓口です。このダイヤルに通報いただくことで、速やかに応急処置等を実施することができ、道路の異状による事故を未然に防ぐことができます。道路異状を発見した場合は、速やかに#9910にご連絡をお願いします。

### お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

## 募集

### 町職員を追加募集します

町では、令和7年4月1日採用予定の職員を追加募集します。

### 申し込み受付期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月9日（木）

### 試験日

令和7年1月26日（日）

### 募集職種

一般事務（高卒程度）、保健師

詳細は、町総務課までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

町総務課

☎096・234・1140

（内線221）

### 農業委員・農地利用最適化 推進委員を募集中

町および甲佐町農業委員会は、農業委員および農地利用最適化推進委員を募集しています。

### 農業委員

農業委員は、農業に関する見識を有し、農地などの利用の最適化を推進します。

### 主な業務

- ① 農地利用の最適化（転用違反の是正指導など）のための推進活動や相談活動など
- ② 遊休農地の発生防止および解消に向けた利用状況および意向調査など
- ③ 許認可に伴う業務
- ④ 毎月の農業委員会定例会総会などへの参加

### 募集人数

14人

### 農地利用最適化推進委員

農地利用最適化推進委員は、農業委員と密接に連携し、農地利用の集積・集約化・新規参入の促進・耕作

## 令和7年度甲佐ブランド「こうさんもん」認定申請を募集します

町では、令和7年度登録の甲佐ブランド「こうさんもん」認定申請を募集します。「甲佐ブランド『こうさんもん』認定制度」は、本町の豊かな自然の中で育った農作物や加工品などの魅力ある商品を町のブランド品として認定し、町や甲佐町商工会などが応援することで本町の活性化を目指すものです。

### ●認定基準

- ① 本町らしさを表現している商品であること（名称やデザインなど本町を表現するもので、イメージアップにつながる商品や、主原料または一部に本町産のものを使用していること）
- ② 商品に独自性・優位性があること（ほかの産地や類似商品と比較して、商品の特性に独自のこだわりがあること）
- ③ 安全性・生産性・販売体制・認定後の意欲が整っていること

### ●申請者の条件（申請者は次の①～③のいずれかの条件を満たすものとします）

- ① 個人の場合 町内在住かつ町内に生産もしくは製造拠点が存在すること
- ② 法人の場合 町内に生産もしくは製造拠点が存在すること
- ③ その他、町長が認めたもの

### ●申請期限 12月23日（月）午後5時

### ●認定審査会 令和7年2月（予定）

### 【お問い合わせ先】

※詳細は、町地域振興課にお尋ねください。

町地域振興課 ☎096 - 234 - 1154（内線237）

放棄地の発生防止・解消といった活動をしています。

●主な業務

- ①「地域計画（人・農地プラン）」などの地域の農業者との対話の推進
- ②農地の出し手と受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ③耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- ④農地中間管理機構と密接な連携を図る

●募集人数

10人

▼任期

いずれの委員も、令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）までの3年間

▼募集期限

12月13日（金）午後5時15分必着  
（消印有効）

▼申し込み方法

町農政課窓口や町公式ウェブサイトに  
あるそれぞれの推薦・応募書類  
に必要事項を記入し、期限までに直  
接または郵送で町農業委員会事務局  
まで提出してください。郵送の場合  
は当日消印有効とします。

▼お問い合わせ先

町農政課  
096・234・1176

くらし安全

年末年始における犯罪や交通事故を防止しましょう

例年、年末年始は、車上ねらい、乗り物盗（自動車盗、オートバイ盗や自転車盗）、万引きなどの犯罪が多発します。また、車の利用が増えることに伴って、交通事故も増加します。不審な人物を見かけたらすぐに「110番」通報するといった地域ぐるみの活動で犯罪や交通事故などを未然に防止しましょう。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

096・282・1110

給湯器の点検商法に関する消費者トラブルに注意

給湯器の無料点検で訪問した事業者が「このままでは壊れる」と不安をあおり、高額な交換契約を結ばされたとの相談があつています。その場で契約せず、複数社から見積りをとるなど冷静に判断しましょう。消費者トラブルでお困りの際は、町消費生活相談窓口にご相談ください。

▼お問い合わせ先

甲佐町消費生活相談窓口  
096・234・3223

流域治水を推進し、水害に強いまちづくりに取り組むため、竜野川特定都市河川の指定を行います。

気候変動などにより激甚化・頻発化する水災害に対する対策を流域に関わるあらゆる関係者（国、県、町、企業等）と協働して対策を進めていきます。特定都市河川の指定を行うことで、下記内容のより一層の推進・整備を行うことが可能となり、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進します。

【特定都市河川の概要】

- 河川改修・排水機場等のハード整備
- 雨水貯留浸透施設の整備
- 雨水浸透阻害行為の許可
- 浸水被害防止区域の指定※
- 貯留機能保全区域の指定※
- 保全調整池の指定※

※必要に応じ指定することができます。



令和7年3月の指定を予定しています。

【お問い合わせ先】 熊本県河川課 096-333-2507  
甲佐町建設課 096-234-1183